

R2. 4. 1 - R8. 3. 31

まち・ひと・しごと創生

東白川村

総合戦略

令和2年4月

目次

序章 総合戦略について	1
1. 東白川村総合戦略の策定の背景	2
2. 東白川村総合戦略の位置づけ	2
3. 東白川村総合戦略の役割	3
4. 東白川村総合戦略の対象期間	3
5. 東白川村総合戦略の策定体制	3
第1章 地域特性の把握	5
1. 地勢・地域環境の把握	6
(1) 東白川村の位置・地形・気象	6
(2) 土地利用状況	6
(3) 公共施設等生活環境の状況	7
2. 産業の特性の把握	10
(1) 産業構造	10
(2) 農行・林業	14
(3) 工業	15
(4) 商業	15
(5) 観光	16
(6) 行財政の状況	17
3. 村の取組状況及び上位・関連計画の把握	18
(1) 総合計画等の村の計画	18
(2) 国・県の総合戦略等	24
(3) 広域関連計画	28
第2章 現状と課題の整理	35
1. 人口減少克服のために村が取り組むべき課題	36
第3章 総合戦略	37
1. 「人口減少の克服」と「地方創生」のための基本的視点	38
2. 基本目標と基本姿勢	39
3. 施策の基本的方向と主な事業、客観的な指標	41
(1) 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり	41
(2) 新しい人の流れをつくり、ひとを「よびこむ」むらづくり	47
(3) 出会い、産み、育てることができる命の「つながる」むらづくり	49
(4) 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり	52
4. 総合戦略の推進にあたって	55

序章

総合戦略について

1. 東白川村総合戦略の策定の背景
2. 東白川村総合戦略の位置づけ
3. 東白川村総合戦略の役割
4. 東白川村総合戦略の対象期間
5. 東白川村総合戦略の策定体制

1. 東白川村総合戦略の策定の背景

平成 26 年 5 月 8 日に日本創成会議による将来人口の独自試算に基づく分析により、全国の市町村の半数が「消滅可能性都市」であると公表されました。岐阜県内でも 17 の市町村がこれにあたり、本村においても「人口再生産力」と位置づけられた 20~39 歳の若年女性の平成 22 年から 30 年間での予想減少率が 50.3% であり、人口減少への危機感が高まりました。

同年 9 月、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣府に、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、同年 11 月 28 日に「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）が施行されました。

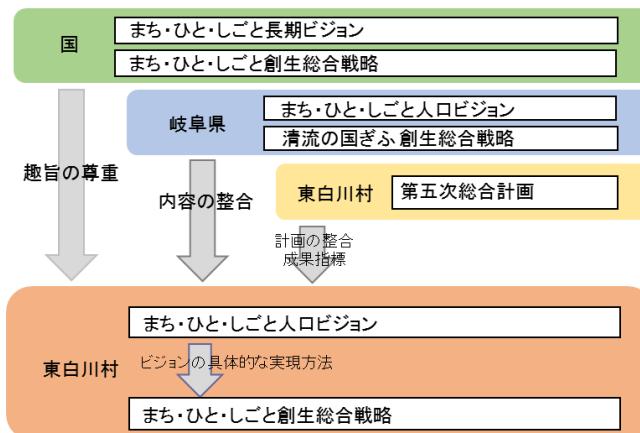
また、同年 12 月 27 日には、同法に基づき、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略」が策定されています。

同法第 10 条により、市町村にも努力義務としてその策定が求められていることから、本村においても、本村の人口の現状と将来展望を提示する「人口ビジョン」と第 5 次総合計画の人口戦略目標値を目指すため、**人口減少の克服と地域の自立的で持続的な活性化に向けた現状と課題、目指す姿、そして 2015 年度年度を初年度とする今後 5 年間の基本的な取組方向と取組項目を示すもの**として、「総合戦略」による事業の推進を策定しました。今般、第一期の計画期間が満了することから、これまでの 5 年間に取り組んだ事業の成果を評価・分析し、これから 6 年間の政策の方向性を示す本戦略を策定する。

2. 東白川村総合戦略の位置づけ

東白川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、**東白川村人口ビジョンを踏まえ、東白川村の「まち・ひと・しごとの創生」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものです。**

この計画は、国の「長期ビジョン」・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、岐阜県の「清流の国ぎふ 創生総合戦略」を考慮し、東白川村第 5 次総合計画をはじめとした各種計画等や村の実態を鑑みて策定するものであり、**産官学金労言等の多様な意見を反映し、策定します。**



3. 東白川村総合戦略の役割

総合戦略の役割は、村自らが客観的な分析に基づいて課題を把握し、村独自の「処方箋」となることです。そのため、むらが自主性・自立性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のある戦略とすることが重要です。

上記の役割を踏まえ、本村においては人口ビジョンで示した将来展望達成を目指し、若者や子育て世代の増加、出生率の向上をはじめとする各種施策をまとめた総合戦略を策定します。

なお、戦略として取り組む政策分野ごとに6年後の基本目標を設定し、基本目標ごとに行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要があります。

これは、各施策においても同様であり、具体的な施策については、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する必要があります。KPIは、アウトカムに関する指標を設定するものです。

※アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することで対応しています。

例. アутプット=道路工事による道路の整備延長

アウトカム=道路工事により渋滞がどの程度緩和されたか

4. 東白川村総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間とします。

5. 東白川村総合戦略の策定体制

まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには、住民、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要です。

本村においても、第5期「東白川村人口ビジョン及び東白川村総合戦略」の策定には、住民を対象としたアンケート調査や、産業界や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等で構成する有識者会議を設置・開催し、戦略の方針性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるよう努めました。

第1章

地域特性の把握

1. 地勢・地域環境の把握
2. 産業の特性の把握
3. 村の取組状況の把握

1. 地勢・地域環境の把握

(1) 東白川村の位置・地形・気象

東白川村は美濃地域の北東部に位置し、村の中心部から直線距離で約 20km 北に下呂市、約 35km 南西方向に美濃加茂市、約 25 km 南東方向には中津川市とそれぞれの中心市街地が位置しています。また、県庁所在地の岐阜市までは約 55km の距離にあります。そして村域の西、北、南で白川町に、東で中津川市北部に接しています。

村域を東から西へ白川が流れ、下流の白川町で飛騨川に合流しています。村の地形はほとんど平地のない急傾斜地となっており、標高は 260m から 1,146m の範囲にあります。村域面積 8,709ha の 90%が山林で、農地は 3.1%の 272ha にすぎません。

年間平均気温は 12.9°C であり、冬は -15°C になることもあります。昼夜の気温差が大きいことから植物の育成にむいており、白川茶やトマトの味と東濃桧の色を良くしています。年間の降水量は 1,967mm とやや多めではありますが、年間のおおよそ半分は晴れ、降雪は少なく、風は複雑な起伏の地形のため比較的おだやかです。

(2) 土地利用状況

本村の土地利用は、下の図及び表に示す通りです。村域面積 8,709ha から山林を除く 883ha は村域面積のわずか 10%程度であり、そのうち宅地・道路・河川等は 611ha で 69.2%を占めます。

標高 260m から 600m に、五加（5）、神土（8）、越原（6）の三地域に 19 の集落が散在し、816 戸に約 2,200 人の村民が居住しています。住宅総戸数 816 戸のうち新たな住民の受け皿となる空家が 133 戸（16.3%）あり、公営住宅等の借家は 61 戸（7.5%）です。（数値はいずれも令和元年度現在）

少子高齢化により今後更に増加が予想される空家に対し、空家バンクの取り組みを継続するとともに効果的な手立ての検討が必要です。

■東白川村地域区分図及び土地利用現況表



(3) 公共施設等生活環境の状況

東白川村の公共施設は村の中央部に点在しており、役場や学校など7つの施設があります。また、住民の憩いの場となるほか、イベントの用地としての役割を持つ公園は村内に7つ、道の駅を始め村外の方へのアピールポイントとなる第3セクターの施設は9つあります。

■施設状況

公共施設	公園	第3セクターなど
<ul style="list-style-type: none"> ・東白川村役場 ・総合運動場 ・はなのき会館、別館 ・東白川村国保診療所 ・東白川中学校 ・東白川小学校 ・みつば保育園 	<ul style="list-style-type: none"> ・五介の滝公園 ・中川原水辺公園 ・鮎ヶ瀬公園 ・つちのこ公園 ・白川瀬音公園 ・ハナノキ公園 ・東白川母樹林公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・平和祈念館 ・宮代オートキャンプ場 ・白川茶屋 ・つちのこ館 ・魚の宿 ・こもれびの里 ・木造モデル住宅・見晴らしの宿 ・道の駅・茶の里東白川 ・茶の里野菜村

■東白川村 施設配置図



1) 交通・情報通信

村の中央を東西に貫通する国道 256 号及び主要地方道下呂白川線が幹線道路であり、西の国道 41 号にまた東の国道 257 号に連絡しています。県庁所在地の岐阜市までは約 2 時間、美濃加茂市までは約 1 時間を要します。白川町黒川から東白川村久須見間のトンネル貫通により、恵那市から東白川村間が美濃東部広域農道でつながるなど、周辺市町への連絡には農道や林道が多く使用されます。

公共交通としては自主運行バス、スクールバス及び高齢者外出支援バスがあります。自主運行バスについては、主に美濃加茂市・可児市へ通う生徒の通学手段と JR 利用者及び東白川診療所への通院手段となっています。

今後はリニア新幹線や、濃飛横断自動車道などの広域交通の整備により、中京地域や首都圏への相互交通の増加が期待できます。交通のアクセス向上を最大限に活用し、産業における販路拡大や豊かな自然と住みよい環境を求める居住者の転入を呼び込む手立ての検討が必要です。

平成 17 年度に村内全域に CATV 網が整備され、テレビの地上デジタル放送やインターネットのブロードバンド環境が整備されています。

今後は、都市部との距離的問題を解決し、近年全国的に増加しているサテライトオフィスの誘致やより良い住環境の整備のために光ネットワークの導入が求められます。

2) 水道・廃棄物

飲料水等は全村に簡易水道が普及しており、普及率は約 94% となっています。下水処理は約 85% の世帯で合併浄化槽が設置されていますが、約 25% の世帯では単独浄化槽が汲み取りであり、生活雑排水が未処理のまま河川に排出され水質汚濁の原因となっています。

ここ数年廃棄物の排出量は減少傾向にあるが、家庭ごみの自家焼却による環境への影響が懸念されています。また国道への交通量増加に合わせて道路沿いへの不法投棄が目立っています。

3) 福祉・医療

保育園はかつては村内に 3 園ありましたが、平成 17 年度までに 1箇所に統合されました。

村内唯一の医療機関である村営病院を平成 20 年に診療所に転換したため、夜間休日診療と救急診療に対応できない状況です。また昭和 43 年に設立された母子健康センターが存続し、医師による診察、相談は継続されていますが、分娩の取り扱いは中止しています。

高齢化率は平成 27 年で約 42% を超え県内で最も高く更に上昇しており、高齢者の生きがい対策と介護支援が喫緊の課題です。

■主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成20 年度末	平成30 年度末
市町村道改良率 (%)	—	13.7	38.1	53.3	57.6	63.1
市町村道舗装率 (%)	0.1	12.0	39.4	61.2	65.9	70.9
耕地1ha当たり 農道延長 (m)	11.1	11.0	9.4	92.3	132.6	132.3
林野1ha当たり 林道延長 (m)	4.1	6.0	9.7	12.0	9.9	11.7
水道普及率 (%)	—	19.9	21.2	57.7	96.2	94.2
水洗化率 (%)	—	—	2.6	66.6	77.7	85.0

2. 産業の特性の把握

従業者人口などの人口に関する分析は人口ビジョンで行っているため、ここでは産業の強みや弱みの部分について分析を行います。

(1) 産業構造

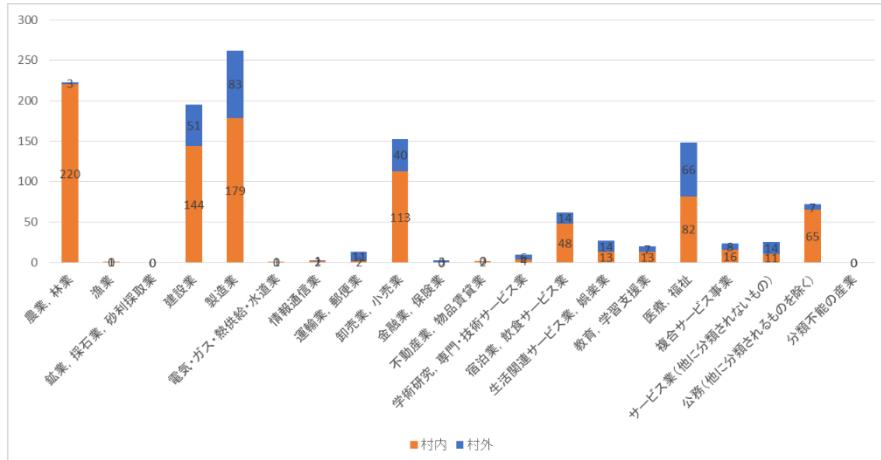
- ・村内就業率が高いことから、村内の産業を充実させれば村単体で自立し持続していくける可能性を持っています。
- ・本村は、中山間地区という地域特性や豊富な森林と美しい川などの地域資源を活かし、農林業を中心とした産業構造になっています。
- ・農業・林業、建設業、製造業、卸売・小売業に就業者が多く見られ、村外に働きに出ている人は製造業、医療福祉、建設業が多く見られます。全体的に就業者の多い業種ほど村内就業者が高くなっています。村内の雇用の場の維持、拡充が必要です。

■東白川村 村内就業率



出典：平成27年国勢調査

■勤務先別就業者の産業分類



出典：平成27年国勢調査

(2) 農業・林業

○農業

- ・農業は中山間の自然的条件を生かして、畜産、緑茶、水稻、園芸作物などの生産が行なわれています。
- ・中濃地域のその他の市町と比較すると林野面積率が高く、林業の地場としては優位であることが言えます。
- ・販売農家率は岐阜県平均よりも高い水準にありますが、村の主産業のひとつであるお茶の栽培は価格の低迷により生産意欲の低迷が問題となっています。
- ・東白川村の農地面積は 272ha（田：135ha、茶園：52ha、普通畠、85ha（平成 30 年現在））で森林面積を除く村域面積 883ha のうちの 30.8%を占めますが、村では担い手の不足と高齢化により耕作放棄地の発生、拡大が懸念されています。耕作放棄地の発生により、農業力の低下や村内の景観が損なわれるおそれがあります。
- ・水田面積率は中濃地域内では最も低く、村内の実態としては水田の農作業は委託する農家が大半となっています。
- ・トマト農家はここ 10 年で栽培農家、栽培面積とも減少しており、意欲ある農家の規模拡大と新規就労者対策が望まれます。
- ・各種の野菜直販施設として、道の駅、白川茶屋、ふるさと企画等の店舗があります。

■農業の面積指標

単位：%

	全国	東海 3 県	岐阜県	東白川村	摘要
耕地率	11.7	8.8	5.3	3.1	耕地面積/総土地面積
水田率	54.4	68.5	76.6	49.6	水田面積/耕地面積
林野率	64.6	66.2	79.0	89.9	林野面積/総土地面積
販売農家率	61.7	50.3	46.9	53.9	販売農家数/総農家数

■農業産出額

単位：千万

	全国	東海 3 県	岐阜県	東白川村
農業産出額合計	927,420	55,260	11,730	51
耕種小計	596,050	36,890	7,170	32
米	173,570	8,040	2,290	7
麦類	4,200	130	30	—
雑穀	930	10	0	—
豆類	6,870	200	50	0
いも類	21,020	200	60	0
野菜	245,080	16,830	3,490	11
果実	84,500	3,140	500	0
花き	34,380	6,680	650	X
工芸農作物	19,300	800	70	9
その他作物	6,200	860	50	X
畜産小計	325,220	17,930	4,540	17
肉用牛	73,120	2,950	1,070	13
乳用牛	89,550	3,510	490	4
豚	64,940	4,070	870	—
鶏	90,310	7,030	2,090	0
その他畜産物	7,300	380	30	0
加工農産物	6,150	440	20	2

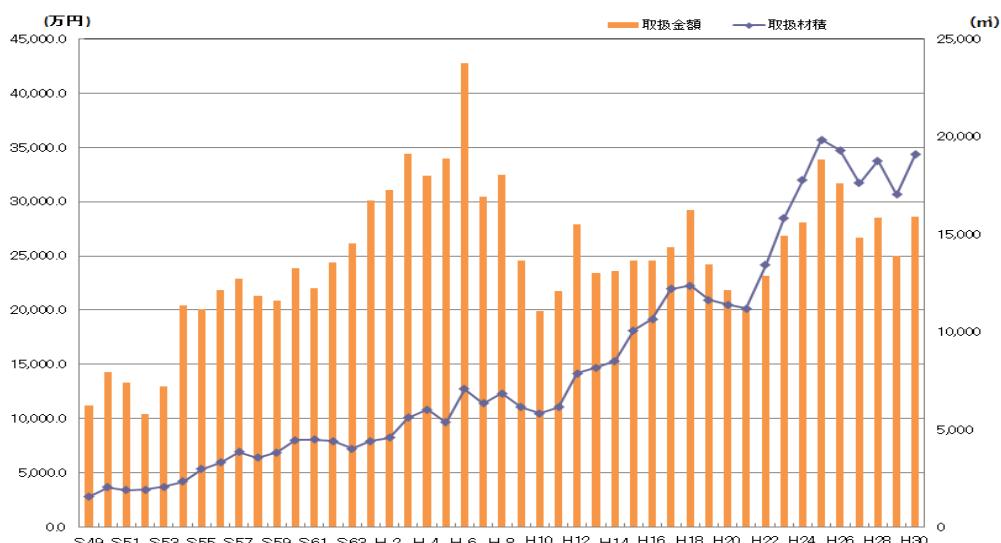
※工芸農作物には茶を含む

出典：平成 30 年農林水産統計年報

○林業

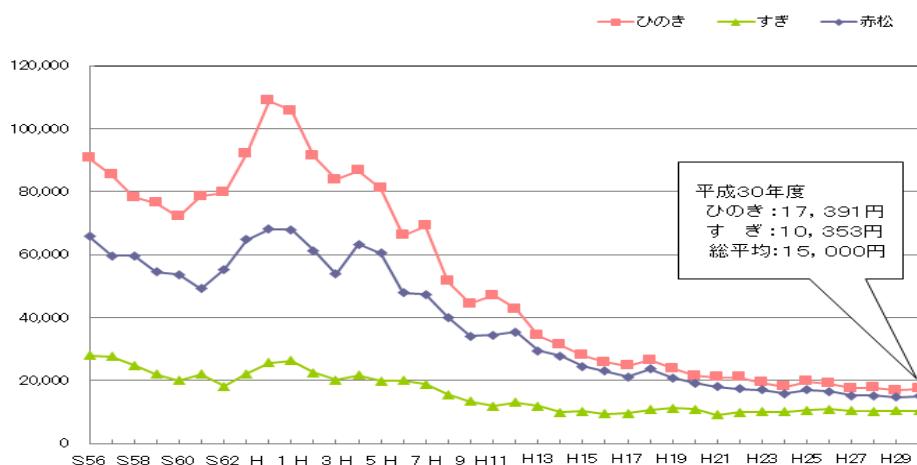
- ・森林面積は村面積の 89.9%で 7,826ha あり、その 72.6%が人工林です。人工林の 87%は桧の植林地であり、本村は東濃桧の主産地です。
- ・取扱材積は増加していますが、取扱金額は伸び悩んでいます。樹種別平均単価の推移を見ると、東白川村の特産であるヒノキも年々安くなっています。そのため、売上が取扱材積に見合わない状況になっています。木材価格の低迷から、林業従事者の減少と高齢化が進み維持管理が不十分となり、経済的な生産性の面からも、公益的機能維持の面からも問題となっています。
- ・商業や製造業、建設業が厳しい状況にある中で、木造建築産業が Web サイト「フォレスタイル」を立ち上げ建築受注拡大を図っています。フォレスタイル事業は村オブザイヤーや地域情報化大賞を受賞しているなど今後の発展に期待できます。

■木材販売高（取扱金額）と材積の推移



出典：東白川村森林組合

■樹種別平均単価の推移

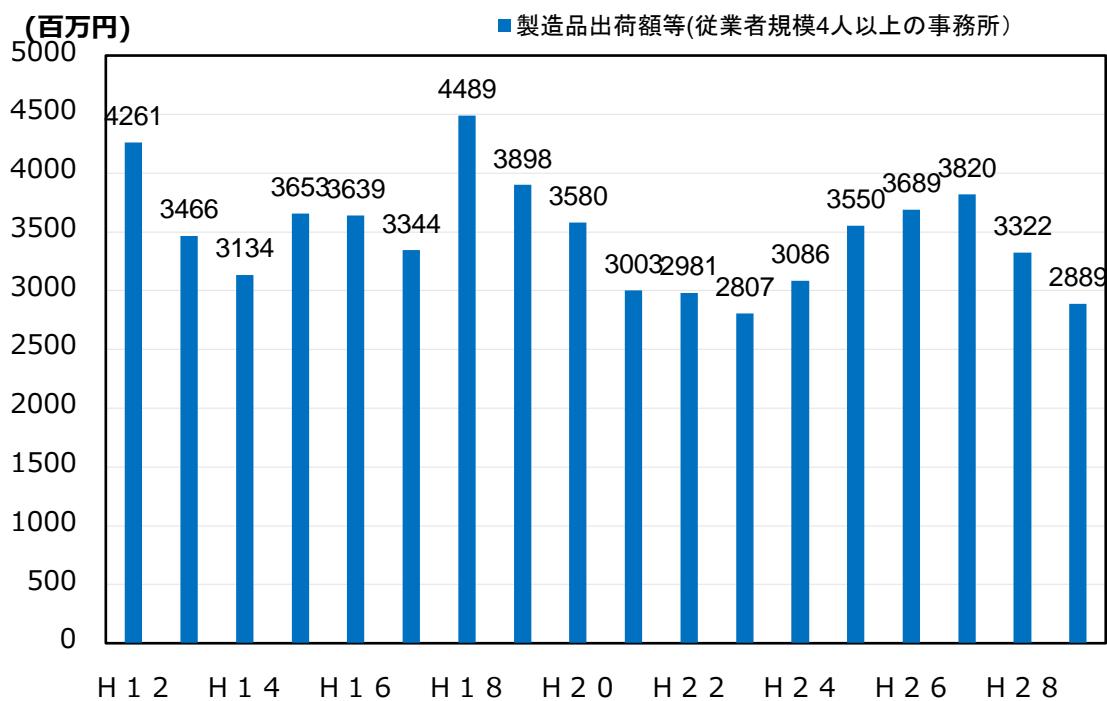


出典：東白川村森林組合

(3) 工業

- 昭和62年の岐阜部品の誘致以降、出荷額は減少傾向ではありますか、近年は30億円程度で推移しています。

■東白川村の製造品出荷額の推移

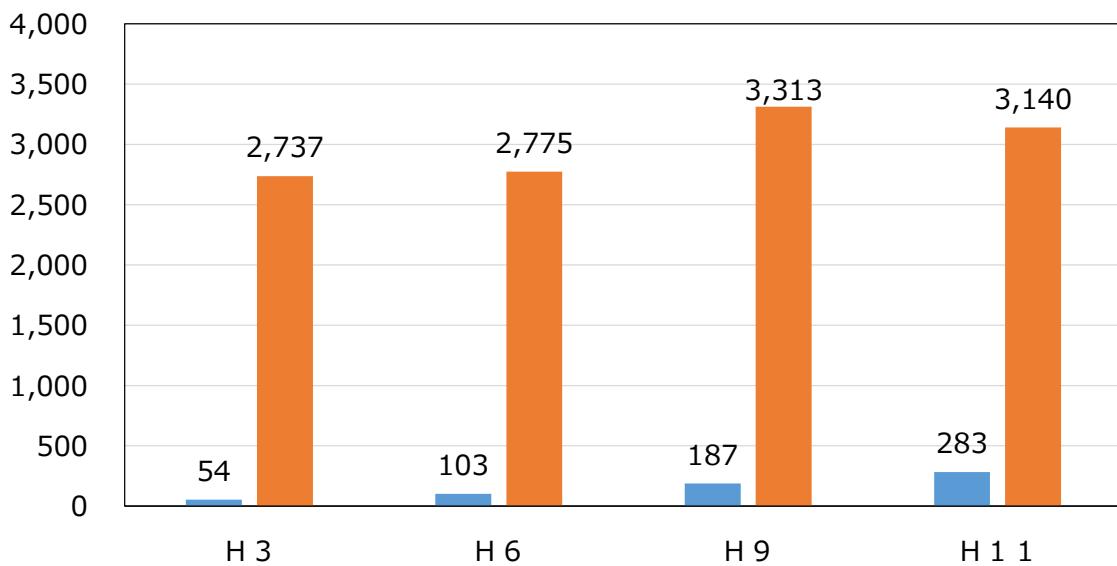


(4) 商業

- 卸売、小売業の年間販売額は、平成11年までは卸売業は増加傾向、小売業は横ばいでしました。以降は秘匿扱いのため、動向を把握することはできませんでした。

■東白川村の卸売・小売業年間商品販売額の推移

(百万円) ■ 卸売業の年間商品販売額の推移 ■ 小売業の年間商品販売額の推移

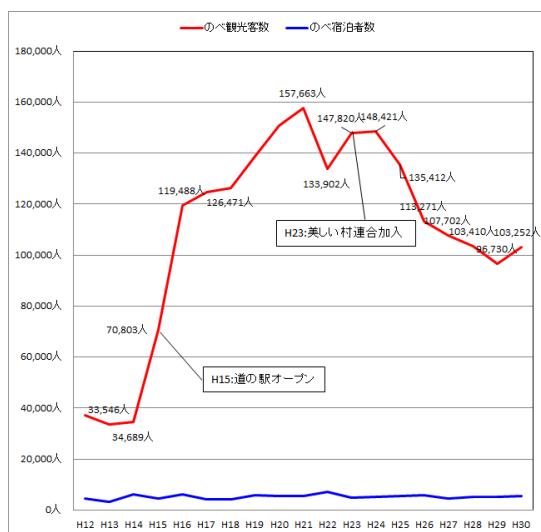


※H14、H16、H19（商業統計）、H24以降（経済センサス）は事業所数が少ないため秘匿扱い

(5) 観光

- ・観光は豊かな森林や清流白川などの自然や明治期の廃仏毀釈運動の影響により、仏教建築物のほとんどが破壊され、全国でも珍しいお寺のない村という歴史を持っていることや、幻の珍獣「ツチノコ」の目撃多発地域としてマスコミ等に紹介されたことで「ツチノコ村」とも呼ばれているなど、観光のポテンシャルは高く、各種施設を拠点として、年間10万人の観光客があります。
- ・観光客の推移では、道の駅や美しい村連合加入時に観光客数の増加が見られ、近年は14万人から13万人程度で推移しています。
- ・イベントについてみると、天候に左右されるものの、年々集客数が増加しており、東白川村の認知度の向上が認められます。村の主要なイベントとしては村の4大イベントである「つちのこフェスタ」「東白川夏まつり」「秋フェスタ」「お松さま祭り」のほか「郷土歌舞伎公演」があります。今後はこれらイベントによる観光客増加のために的確な情報発信が必要です。

●観光客及び宿泊者数



●イベント集客数



出典：東白川村事務報告書

(6) 行財政の状況

- ・本村の実質公債費比率は、平成17年度決算で岐阜県ワースト1位（26.5%）という結果になりましたが、現在では改善されています。（25年度決算で10.9%）
- ・地方公共団体の自主財源のみでの行政運営が可能かどうかの財政力を示す財政力指数は平成17年度以降低下を続けており、村単独での持続は困難であることが分かります。

■財政の状況

単位：千円

区分	平成17年度	平成22年度	平成25年度	平成30年度
歳入総額A	2,653,598	2,745,850	3,014,349	3,046,396
一般財源	1,440,775	1,604,937	1,576,196	1,653,519
国庫支出金	51,190	213,501	121,605	127,794
都道府県支出金	444,428	145,285	154,974	139,440
地方債	436,900	205,800	166,800	274,142
うち過疎債	328,200	71,500	57,900	174,200
その他	280,305	576,327	936,874	851,501
歳出総額B	2,507,707	2,170,124	2,309,391	2,725,199
義務的経費	961,832	795,145	823,728	861,921
投資的経費	737,688	273,263	305,824	318,592
うち普通建設事業	655,376	212,004	302,477	313,076
その他	808,187	1,101,716	1,179,839	1,544,686
歳入歳出差引額C（A - B）	145,891	575,726	704,958	321,197
翌年度へ繰越すべき財源D	0	77,349	93	14,167
実質収支C - D	145,891	489,377	704,958	307,030
財政力指数	0.173	0.159	0.146	0.153
公債費負担比率	20.4	10.6	—	—
実質公債費比率	26.5	15.1	10.9	11.0
起債制限比率	12.4	—	—	—
経常収支比率	98.5	81.2	82.4	91.3
将来負担比率	—	49.7	9.1	41.2
地方債現在高	2,375,727	2,256,598	2,274,971	2,796,695

3. 村の取組状況及び上位・関連計画の把握

(1) 総合計画等の村の計画

1) 総合計画の整理（基本的なむらづくりの方向）

●村の将来像

豊かな自然と 美しい景観に包まれて 人がかがやく
地域力のあるむら ひがしらかわむら

●むらづくりのすすめ方

「村民と行政の協働・地域と地域の連携によるむらづくり」

1. 村民と行政の協働によるむらづくり

- ・村民参加の促進
 - ・地域コミュニティの育成強化
 - ・村民活動の促進
- ###### 2. 村民本位の行政
- ・村民目線の行政サービス

●むらづくりの4分野の基本目標と計画内容

1. 産業活力

産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

(農業振興、農業基盤、林業振興、商工振興、観光交流)

2. 生活環境

安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

(国県道、村道、農林道、公共交通、地域情報化

簡易水道、下水処理、環境対策、村営住宅、公園整備、地籍調査

消防防災、防犯、治山治水

地域社会、定住促進、定住人口、男女共同参画)

3. 保健福祉

お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

(社会福祉、子育て支援、保育園、母子・父子・寡婦福祉、

障がい者福祉、生活保護、高齢者福祉、社会福祉

健康づくり、母子保健、医療確保)

4. 教育文化

心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

(学校教育、社会教育、文化芸術、生涯スポーツ)

2) 東白川村過疎地域自立促進計画

○地域の自立促進の基本方針

本地域は、岐阜県の東部に位置し、日本アルプスの西南端の御嶽山を主峰として連なる裏木曽系の1,000m前後の山に囲まれ、総面積8,709haのうち、約90%を山林が占め、農用地は、約3%にすぎず、大部分が森林で占めています。

中山間地の農地、森林は、水源のかん養、災害防止、人間生活のリフレッシュ空間など、森林の公益的機能への期待が高まっているが、その維持、保全については、担い手不足が深刻さを増しています。

こうしたことを受け、本地域における振興方針は、森林・農用地の保全を図りながら、地域資源を高度に利用して、都市住民との交流を進めるとともに、地域経済の活性化を図りながら、さらに快適な生活環境づくりを進め、若者の定住を推進し、安全でゆとりある美しい山村の形成を目指します。

また、日常生活における利便性を図るため、道路交通網の整備、情報通信基盤の整備、社会生活環境の整備、医療施設、体制の確保を図りながら、農林業の生産基盤、経営近代化施設の整備を促進します。

更に、平成18年度からスタートしたCATV施設を最大限に活用し、村民相互のコミュニティの活性化を図るとともに、インターネット等を活用し広く社会へ向けての情報発信することにより、交流を促進し、社会的側面、経済的側面の両面で活性化を促進します。

こうした施策を実施することにより、過疎地域の振興を図るとともに、農山村に求められている安全な農産物の供給、良質な水の供給、水源の涵養などを充分認識するとともに、都市の人々に常に魅力的な農山村であり続けるために、自然環境の保全に努め、都市との連携の中で、地域の活性化と若者定住促進を進めようとするものです。

1. 農林業の生産性の向上を図るため、農林業生産基盤及び経営近代化施設の充実を図る。
2. 都市と農村の情報格差を是正するため、CATV施設によって、テレビ放送のデジタル化に対応するとともに、インターネットのブロードバンド環境を提供する。
3. 学校施設、社会教育施設の整備を促進、豊かで文化的な生活環境の整備を促進にする。
4. 各種防災施設の整備や住宅の耐震化を促進することにより、安心、安全な村づくりを促進する。
5. 都市と農山村の交流を促進し、地域の活性化と若者定住に資する。

○計画期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

3) 東白川村特定事業主行動計画（平成 28 年 4 月 1 日）

～職員みんなで支え合う育児～

○目的

職員が仕事と家庭生活を両立することのできる組織体制並びに女性職員の活躍を推進していくため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と「女性活躍推進法」に基づく計画を 1 つの計画として新たに策定する。

○行動計画期間

この計画は平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

○具体的な取組内容

1. 職員の勤務環境に関するもの

- (1)妊娠中及び出産後における職員への配慮
- (2)子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進
- (3)育児休業等を取得しやすい環境の整備等
- (4)育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
- (5)小学校就学始期に達するまで子のいる職員への支援
- (6)休暇の取得の促進
- (7)超過勤務の縮減

2. その他の次世代育成支援対策に関する事項

- (1)子ども・子育てに関する地域貢献活動

○具体的な取組と目標

1. 男女別にみた現状の把握

- (1)女性職員の管理職への登用

女性職員の積極的な登用を図るため、職員の意欲と能力の把握に努めるとともにその能力を十分に発揮できるよう適材適所の人事配置に努め、女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるように配慮します。

- (2)一般行政職における女性職員数の拡大

福祉職や医療職は職業上、女性の多い職場であるため、本村においても女性職員の割合は高くなっていますが、一般行政職における女性職員の割合は 20.8% と低い状態です。女性の視点を反映することはますます重要になってきますので、女性が働きやすい職場環境を整えた上で、女性の積極登用を図っていきます。

- (3)働き方についての意識改善

職員全体が「長時間労働」から短時間で成果をあげる「生産性の高い働き方」へと働き方を転換することにより、職員全体の「真のワーク・ライフ・バランス」を実現することが大切です。職員全体で協力し定時退庁を心掛け、家庭生活への参加を増やすと共に余暇の充実を図り、豊かな生活を過ごすことができるよう、働きやすい職場の実現を目指します。

4) 東白川村鳥獣被害防止計画（計画作成年度：平成 31 年度）

○対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、アライグマ、サギ、カワウ、ハクビシン
計画期間	平成 31 年度～令和 3 年度
対象地域	東白川村全域

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

1. 被害の現状（平成 29 年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻等	686 千円
ニホンジカ	水稻等	155 千円

2. 被害の傾向

有害鳥獣による被害は村内全域に及んでいるとともに年々増加傾向にあり、過疎化・高齢化による労働力の減少と相まって、農家の生産意欲の低下が懸念されている。

3. 被害の軽減目標

指標	現状値（平成 29 年度）	目標値（令和 3 年度）
イノシシ	686 千円	500 千円
ニホンジカ	155 千円	150 千円

4. 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に 関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・団体から依頼があった場合、村で実態を調査・把握をしたうえで許可し、捕獲してもらう。 ・捕獲檻購入に対する補助（事業費の 3/4 以内で上限 90,000 円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・獵友会員の高齢化により捕獲対応が難しくなってきている。
防護柵の 設置等に 関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵購入に対する補助（事業費の 1/2 以内で上限 30,000 円） ・ネット柵購入に対する補助（事業費の 1/2 以内で上限 80,000 円） ・交付金事業により、日向地区では地区を囲む防護柵を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の労働負担が大きいことから設置していない農家がある。 ・交付金事業に次に取り組む地区が出てこない。

5. 今後の取組方針

- ・平成 30 年度から電気柵の補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げ、シカ対策の柵も補助の対象とし、各農家毎の対策レベルを上げる。
- ・防護柵の成果の検証を進めながら、鳥獣被害防止対策協議会を中心に取り組みの普及を図る。

5) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(施行期日:平成31年4月1日)

実施期間 H31~R5

実施主体 東白川村農地・水・環境保全管理協定運営委員会

種類 1号事業

○促進計画の目標

1. 現況

本地域は、飛騨川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

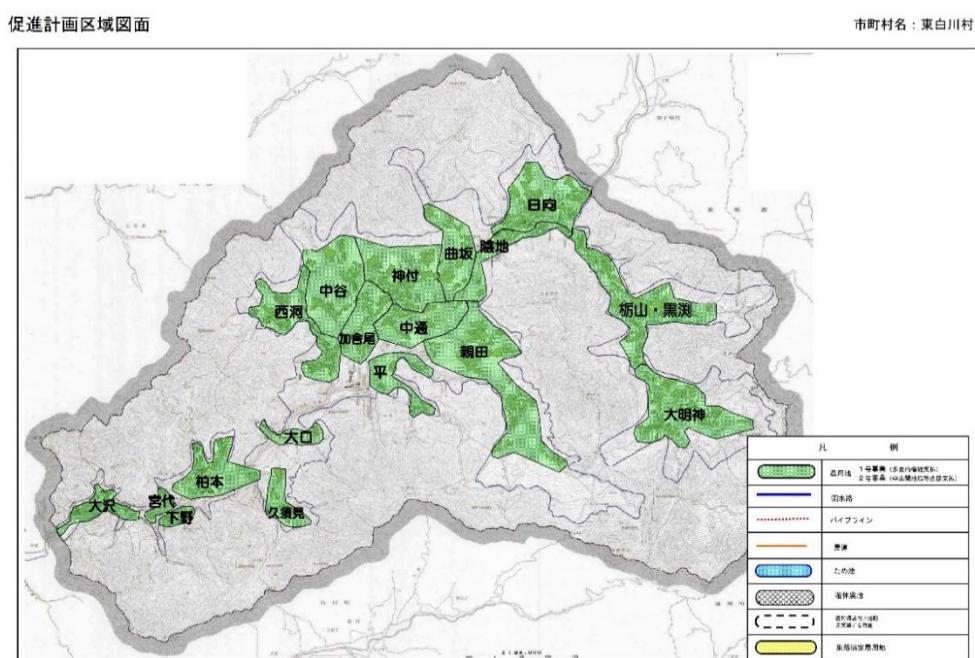
2. 目標

1. を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

○多面的機能発揮促進事業の内容

1. 実施を推進する区域

東白川村全域



2. 実施を推進する事業

(1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

- 1) 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組
 - イの機能を増進するための改良、補修等の取組

2) 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組

① 対象農用地の基準

i. 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

東白川村全域（特定農山村法指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(オ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、

耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む）15%以上の農地

(オ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

② 集落協定の共通事項

i. 集落連携・機能維持加算の要件緩和

無し

・ 対象者

認定農業者に準ずる者とは、1年以内に認定農業者になることが確実に認められる者や過去に認定農業であって、現在も経営を維持又は向上しつつ経営を実施しているがやむをえない理由により再認定を受けていない者など地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

(2) 国・県の総合戦略等

1) 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」概要

※「総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、**2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。**

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

◎「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

従来の施策（縦割り、全国一律、バラマキ、表面的、短期的）の検証を踏まえ、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づき施策展開。

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

2. 国と地方の取組体制とPDCAの整備

国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、

アウトカム指標を原則としたKPIで検証・改善する仕組みを確立。

III. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標（4つの基本目標）

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

IV. 政策パッケージ

◎「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージ

<「しごと」と「ひと」の好循環づくり>

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働くようにする

- (ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備
- (イ) 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）
- (ウ) 地域産業の競争力強化（分野別取組）
- (工) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- (オ) ICT 等の利活用による地域の活性化

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 地方移住の推進
- (イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- (ウ) 地方大学等の活性化

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 若い世代の経済的安定
- (イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
- (ウ) 子ども・子育て支援の充実
- (工) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」）

◎「まちの創生」の政策パッケージ

<「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化>

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (ア) 中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成
- (イ) 地方都市における経済・生活圏の形成
- (ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保
- (工) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化
- (オ) 地域連携による経済・生活圏の形成
- (カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (キ) ふるさとづくりの推進

V. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

(ア) 国家戦略特区制度との連携

(イ) 社会保障制度

(ウ) 税制

(工) 地方財政

(カ) 地方分権

(キ) 規制改革

2) 「清流の国ぎふ」創生総合戦略 概要

○基本的視点

「清流の国ぎふ」の未来づくり

①「人口減少そのものへの挑戦」

人口が減少すること自体の解消を目指すため、自然減対策（出生数の増加）と社会減対策（人口の流入増加と流出防止）を行う。

②「人口減少社会への挑戦」

人口減少に伴う地域社会の変化へ対応し、地域が活力を維持したまま安心して暮らせる社会をつくる。

○計画期間

5年間（平成27年～31年）

○推進体制

①PDCAサイクルの構築

重要業績評価指標（KPI）により政策の効果を検証し、改善を行うPDCAサイクルを構築

②県民参加による推進

- ・県民や議会の意見を十分に踏まえて、取組を実施
- ・「ぎふ創生県民会議」において戦略の立案・推進・評価を実施

○基本目標（成果指標）

1.ひとを育む

- ・合計特殊出生率（2030年）：1.8（前年：1.42）

（※：結婚・出産は個人の考え方や価値観が尊重されることが前提です。合計特殊出生率の目標は県の施策の効果を検証・評価するために設定する目標であり、個人の目標ではありません。）

- ・岐阜県子育て支援企業登録制度に登録している企業数（累計）：

3,300企業（前年度：1,472企業）

- ・新規就農者数（年間）：400人（前年度：328人）

2.しごとをつくる

- ・県内航空宇宙産業の製造品出荷額（2022年）：4,000億円（2012年：2162億円）

- ・観光消費額：3,200億円（2013年：2,659億円）

3.岐阜に呼び込む

- ・移住者数（年間）：1,000人（前年度：782人）

- ・新規企業立地件数（5年間累計）：180件（2010～2014年の累計：154件）

4.安心をつくる

- ・人口10万人あたりの医療施設従事医師数：210人（2012年：195人）

- ・介護職員数：35,675人（2013年：27,140人）

- ・地域での見守りネットワーク活動実施率：100%（前年70.7%）

5.まちをつなぐ

- ・市町村の総合戦略等の内容を踏まえて将来的に設定

○主要な施策と KPI

1.ひとを育む

結婚から子育てまで切れ目のない支援や男女が活躍できる社会の推進、教育環境づくり、各産業やスポーツ、文化などの将来を支える「ひとを育む」。

- ・婚活サポーター登録者数：240人（-）
- ・岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業新規参加店舗数：
1,326店舗（前年：751店舗）
- ・卒業時、英検準2級以上相当の英語力を有する高校生の割合：
50%（前年度 28.6%）

2.しごとをつくる

「岐阜県成長・雇用戦略」の推進、観光産業の基幹産業化、県内企業の新製品や農林畜水産物の販路開拓・海外展開などに取り組み、地域の将来を支える人が活躍できる「しごとをつくる」。

- ・航空宇宙産業人材育成数：3,000人（前年度：383人）
- ・「地域しごと支援センター」を通じた就職決定者数（5年間累計人数）：1,500人（-）
- ・県内障がい者実雇用率：2.2%（前年度 1.79%）
- ・観光入込客数：4,550万人（2013年：3,844万人）
- ・飛騨牛の輸出量：24t（前年度 16t）
- ・木材生産量：560千m³（前年 371千m³）

3.岐阜に呼び込む

移住・定住施策の推進や、企業等の誘致、観光客の国内外からの誘客などに取り組み、将来を支える人を「岐阜に呼び込む」。

- ・移住者数：1,000人（前年度 782人）
- ・新規企業立地件数（5年間累計）：180件（2008～2012年の累計：152件）
- ・県外への転出超過数（日本人）：1,900人（前年 4,014人）
- ・COC + 連携大学内の県内就職者数：728人（前年度 604人）

4.安心をつくる

各地域における人口構造・世帯構造の変化に適応し、地域において求められる人材の育成や、仕組みづくりなどに取り組み、「安心をつくる」

- ・地域リーダー養成講座受講者（累計）：277人（2013年度 77人）
- ・消防団員の条例定数に対する充足率：98.0%（前年 92.9%）
- ・24時間365日体制で在宅医療・介護を提供する多職種連携チームを構築する地域：全地域（-）
- ・県の支援事業を活用して地域福祉拠点づくりを行った団体数：
200団体（2013年度 95団体）

5.まちをつなぐ

市町村や大学、民間企業、NPOなど多様な主体と連携・協力し、それぞれの強みや特性を活かし、地域の課題をともに解決するために「まちをつなぐ」

- ・関ヶ原古戦場観光入込客数（年間）：20万人（2013年度 9万人）
- ・「かかみがはら航空宇宙科学博物館」入館者数：50万人（2013年 12.3万人）

(3) 広域関連計画

1) みのかも定住自立圏

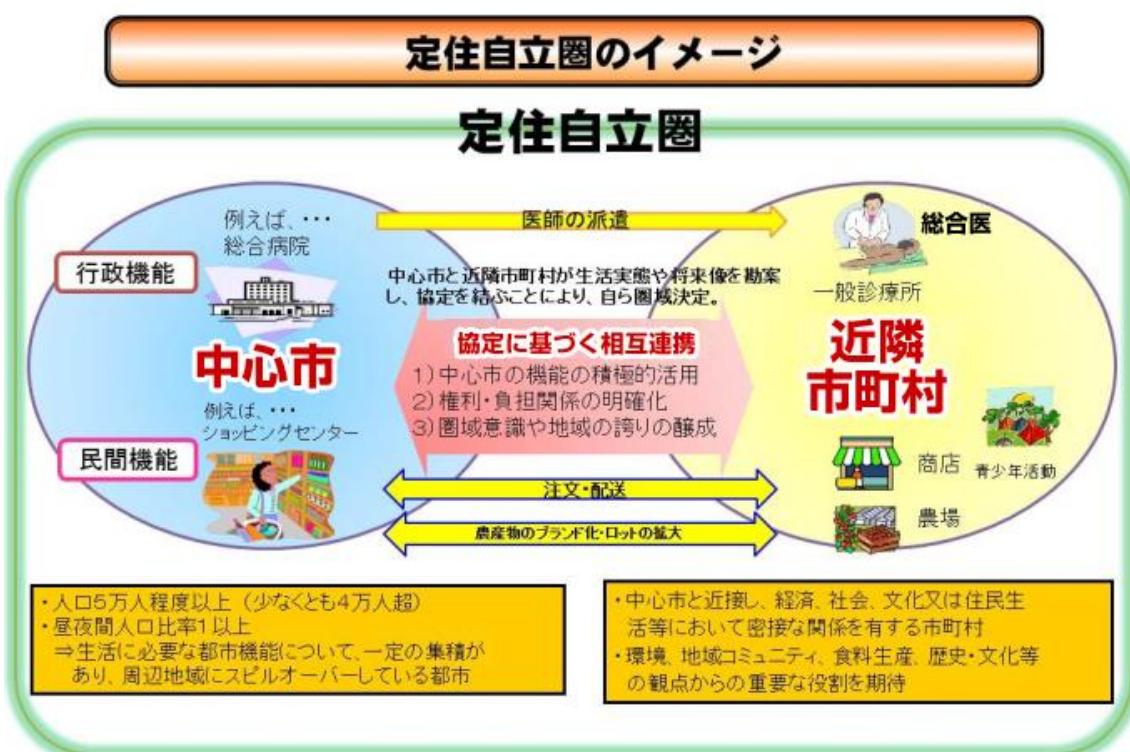
①『定住自立圏』とは

定住自立圏は、総務省が「地域力を高め、成長をはかる」ために施行した政策の一つです。

わが国は現在、人口減少と少子化・高齢化が進行しており、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

定住自立圏は、市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るために圈域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

平成21年4月から全国展開し、現在、各地で取組が進んでいます。



出典：総務省 HP 定住自立圏構想

②みのかも定住自立圏について

みのかも定住自立圏は美濃加茂市が平成21年3月に中心市宣言を行い、周辺の加茂郡町村（坂祝町・川辺町・富加町・七宗町・白川町・八百津町・東白川村）と順次協定を締結し、圏域を形成したものです。

みのかも定住自立圏は、それぞれの地域が持つ強みを活かし、弱みを補完し合いながら、圏域を活性化させ、「住み続けたい」「住んでみたい」と感じるエリアを目指して、中心市である美濃加茂市と圏域の加茂郡町村が連携し、協力して「みのかも定住自立圏事業」に取り組んでいます。

現在は、「定住自立圏形成協定」を締結した美濃加茂市、坂祝町、川辺町、富加町、七宗町、白川町、八百津町、東白川村が、将来像「ここに住むしあわせ。HOTエリアみのかも。」を目指して「みのかも定住自立圏共生ビジョン」をつくっています。

■みのかも定住自立圏マップ



■ 「みのかも定住自立圏第2次共生ビジョン」

平成27年4月1日に、平成27年度から31年度を期間とする「みのかも定住自立圏第2次共生ビジョン」を策定しました。

平成22年度からはじまった「第1次共生ビジョン」では、圏域の連携により効率化や効果が高まる事業に取り組んできましたが、平成27年度からはじまる「第2次共生ビジョン」では、「都市圏とのつながり」「新しい公共」「中心市・近隣町村からの提案」の3つの基本方針にしたがって展開していきます。

【第2次共生ビジョン基本方針】

①「都市圏とのつながり」により、新たな交流をつくり、定住人口増加へつなげます。

みのかも定住自立圏域と国道41号で結ばれている名古屋圏をターゲットとして、圏域の特色ある事業を展開し、豊かな自然環境や多様な観光資源、人と人とのつながりなど圏域の魅力に触れる都市圏住民を増やし、定住人口の増加へとつなげていきます。

②民間の力による「新しい公共」を実現し、いきいきと暮らせる地域を創造します。

NPOや企業、民間団体が身近な課題に対して主体的に取り組むことで、これまで行政が担ってきた公共サービスの役割分担を見直し、圏域の課題を地域の力で解決しながら、地域に対して誇りや愛着を持てる仕組みを作ります。

③中心市をはじめ近隣町村からの提案事業に取り組みます。

中心市が主体となって取り組む事業だけではなく、圏域を構成する近隣町村も具体的な取組事業を提案し積極的に事業を推進していくことで、それぞれの地域がもつ強みを活かし、弱みを補完し合いながら、圏域全体を活性化させます。

【定住自立圏の将来像】

＜目指すべき将来像＞

圏域に住む人、働く人、学ぶ人みんなが、いつまでも、いきいきと、安心して暮らすことができ、「住み続けたい、住んでみたいまち」となっています。

民間と行政が互いの強みを活かして連携し、それぞれの役割りをもってまちづくりを進める「新しい公共のまち」が実現しています。

国籍や文化などの違いを超えて、一人ひとりがお互いを理解し、尊重し、そしてふるさとを愛して活動できる人々でまちづくりが進んでいます。

＜将来像のキヤッチフレーズ＞

ここに住むしあわせ。 HOT ホットエリアみのかも。

経済やまちづくりが活発で、「熱く輝く」地域であり、安心安全な「ほっと」できるまちを目指します。

【将来像の実現に向けた具体的取組】

<新規重点事業>

	事業名	事業の内容	都市圏とのつながり	新しい公共
福祉	1 みんなで子育て応援事業	子育てに関する総合的支援サービスを実施し、そのための人材育成、情報発信を連携して行う。		○
教育	2 里山アートプロジェクト事業	質の高いアート事業と連携市町村の伝統文化を同時に展開し、都市圏と文化交流を図る。	○	○
	3 「織田信長の東美濃攻略」を活用した歴史PRマンガ作成事業	身近な史跡を舞台としたマンガを作成し、郷土の魅力ある歴史を地域や都市圏に発信する。	○	○
	4 ポート王国プロジェクト事業	ポートアカデミーを設立して、底辺拡大や技術向上を図り、ポートスポーツによるまちづくりを進める。	○	○
	5 野外フェスティバルからはじまるあたらしい地域コミュニティ事業	大規模な野外音楽フェスティバルを両地域で定期的に行い、都市圏との新たなつながり、交流を創造する。	○	○
産業振興	6 みのかも魅力発信！名古屋交流拠点事業	名古屋市栄地区をイベント拠点として、都市圏へ地域の魅力を発信し、PR活動を行う。	○	
	7 里山再生プロジェクト事業	侵入竹林を伐採、広葉樹を植樹するなど、里山林を整備し、人と自然の共存を学ぶ交流の場とする。	○	○
	8 Kisoジオパークにぎわい創出事業	雄大な木曽川と歴史ある中山道をフィールドとしてにぎわいのあるまちづくりを行う。	○	○
	9 おんさいEXPO事業	鳴子踊りの祭典を開催し、交流の輪を広げ、地域や都市圏に「まちの元気」を発信する。	○	○
	10 名古屋市民をみのかも定住自立圏域へ招くツアー事業	名古屋市出発の観光・体験・散策ツアーを実施し、地域の魅力をPRする。	○	
	11 R41カード事業	名古屋圏域の住民を顧客として、利用特典カードを発行し、地域の観光産業活性化を図る。	○	
環境	12 生物多様性連携促進事業	圏域の自然環境を保全するため、環境フェアの共同開催や圏域内の自然環境調査を行う。	○	○
公共ネットワーク	13 地域情報放送事業	身近な情報の共有化を図るため、地域情報の相互放送をケーブルテレビ「CCNet」で行い、スマートフォンなどでも聞ける「FMらら」のサイマル放送で地域情報を発信する。	○	
共同化	14 地域づくり研究連携事業	レッキーマラソンコース沿いの環境整備、でか金による地域づくり、龍神さんが棲む箱庭のまちづくりの事業を実施し、特色ある地域住民活動のあり方を研究する。	○	○

＜継続事業＞

事業名		事業の内容
医療	15 休日急患診療事業	加茂医師会、歯科医師会と連携し、休日の急患患者の診療体制を強化する。
福祉	16 ファミリー・サポート・センター広域実施事業	子育て支援を行うファミリーサポートを広域的に推進する。
	17 エリアサービスマップ事業	圏域内の医療機関、介護保険施設、福祉施設等の総合ホームページを運営する。
	18 幼児療育支援事業	心身に障がいのある子どもの療育教育を連携して進める。
教育	19 図書システム広域利用環境の構築事業	図書のシステムの一元化、共同購入等により利便性の向上等につなげる。
	20 生涯学習機会の充実	公共施設の利便性の向上を図り、生涯学習事業等の活動を促進する。
	21 圏域外国人住民の定住環境整備	圏域外国人を対象とした生活支援・日本語学習支援や、外国人児童生徒に対する就学支援を行う。
人材育成	22 合同研修・人材交流事業	圏域市町村職員研修の共同開催や男女共同参画社会を目指し、圏域の人づくりを行う。
人材確保	23 外部人材の確保及び活用事業	顧問弁護士、消費生活相談室を圏域で共同設置し、専門性を有する人材の活用を図る。
共同化	24 電算システムの共同利用事業	電算システムの共同利用により、住民サービスの向上等を推進する。
	25 みのかもつながる力創造事業	地域の課題を解決する住民・団体の活動を支援する。

【将来像の実現に向けた具体的取組の総括表】

生活機能の強化に係る政策分野	医療	1 事業
	福祉	4 事業
	教育	7 事業
	産業振興	6 事業
	環境	1 事業
結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	公共ネットワーク	1 事業
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	人材育成	1 事業
	人材確保	1 事業
	共 同 化	3 事業

2) 日本で最も美しい村連合

○連合の概要

市町村合併が進み、小さくても素晴らしい地域資源を持つ村の存続や美しい景観の保護などが難しくなっていることを受け、フランスの素朴な美しい村を厳選し紹介する「フランスで最も美しい村」活動に範をとり、失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観・文化を守る活動を行うNPO法人で、現在全国で54町村10地域が加盟しています。(令和2年3月1日現在)

○「日本で最も美しい村」連合の活動

1. 「日本で最も美しい村」の名称のブランド価値を高め、その適切な使用を管理すること
2. 加盟地区町村の自立・発展のために、相互の経験や研究を共有しあう機会を提供すること
3. 「日本で最も美しい村」の計画的な保全を行い、経済的価値を高め、社会的発展を促すこと
4. 地域加盟地区町村の魅力を発信し、交流人口の増加による地域経済の発展を推進すること
5. 加盟地区町村の現状について多くの国民に理解を求め、その地域ならではの景観や自然文化遺産を後世に引き継ぐ必要性について世論を高めるための広報活動を行うこと

○本村の取り組み

本村がこの連合への加盟に手を上げたのは平成23年1月。同年7月には2名の資格審査委員を迎えて審査が行われ、同年10月8日北海道赤井川村で行われた臨時総会にて正式加盟の承認をいただきました。認定を受けた地域資源は、**里山景観を作り出す特産の白川茶の文化伝承と活用、ブランドである東濃ひのきの育成保全と木造住宅ビジネスへの展開、加えて住民主体の環境や景観の保全活動を通じた里山の保全など**地域資源を活かした活動への取り組みに高い評価をいただきました。

○今後の取組

今後の課題として、**景観保護条例等の行政面での充実、インフラ活用による集客力の向上と白川茶のブランド戦略、村民共通のイメージ確立**などが挙げられます。

先人が築いてこられた土地と文化に誇りを持ち、連合の目指す将来にわたって美しい地域づくりを行うこと、住民によるまちづくり活動を展開することで地域の活性化を図り、地域の自立を推進することに向けて、村民一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

第2章

現状と課題の整理

1. 人口減少克服のために村が取り組むべき課題

1. 人口減少克服のために村が取り組むべき課題

第1章の村の現況と村を取り巻く状況、また人口ビジョンで分析し整理した課題から、総合戦略で方向性を示す、人口減少を克服し地方創生を行うために村が今後取り組むべき課題を以下に示します。

※太字は第1章の地域分析により、東白川村人口ビジョンで示した取組課題に
総合戦略策定の視点から付け加えた課題

【出生率の向上】

- ・人口の減少を抑制し、消滅可能性から持続可能性にするために、
結婚・妊娠・出産・子育ての環境を整備し**出生率の向上**を図る。

【雇用の確保】

- ・新たな効用の創出と既存産業の安定化による労働人口の確保を図る。
- ・就職を機に転出する**若年層を村につなぎとめる**ため、村内の雇用の場の確保を図る。
- ・近隣市町村とのアクセス性の向上による雇用者・居住人口の確保を図る。
- ・**女性や高齢者が活躍**できる環境づくりを推進する。
- ・村の自然条件に適合した特産品である白川茶や東濃ひのき等に関連する産業の
新たな可能性を模索する。（高付加価値化・販路拡大など）
- ・フォレスタイル事業のようなICTを活用した特産品に関連した産業の強化を図る。

【転入・交流人口の拡大】

- ・村のポテンシャルを活かした観光の振興を行い交流人口の増加を図る。
- ・2地域居住者やU・I・Jターン者を受け入れる環境づくりを推進する。
- ・個性豊かな村の自然や歴史・文化等を有力な観光資源とするため、
情報の発信と情報の収集によるニーズにマッチしたむらづくりを推進する。

【住みよい村づくり】

- ・人口減・少子高齢化社会に適応した誰もが住みよいと感じる住環境づくりを推進する。
- ・周辺市町との連携による教育、福祉医療環境や買い物の場、雇用の場の充実を図る。
- ・**今後増加が見込まれる空家の有効活用**を図る。
- ・景観を守るため、また村の産業力の維持のための農地の保全と農業の振興を図る。

第3章

総合戦略

1. 「人口減少の克服」と「地方創生」のための基本的視点
2. 基本目標と基本姿勢
3. 施策の基本的方向と主な事業、客観的な指標
4. 総合戦略の推進にあたって

1. 「人口減少の克服」と「地方創生」のための基本的視点

総合戦略の策定に当たっては、国の総合戦略及び岐阜県総合戦略を踏まえたうえで東白川村の実情を鑑みて、まち・ひと・しごとの創生と好循環（「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。）の構築と村が抱える課題への効果的な戦略の作成ができるよう、次の2つを基本的視点としています。

○東白川村総合戦略の基本的視点

(1) 積極的な人口増を目指すむらづくり

—「しごと」と「ひと」の好循環の確立—

・しごとによる村の活性化（しごとの創生）

・村の魅力を高め、人を呼び込むことや

出生数（率）を増加させることにより人口増を目指す（ひとの創生）

将来の村を支える若い世代が東白川村で安心して働くことができる社会を実現することや自然環境や住宅など村の魅力を高めることで人を呼び込み、希望どおり結婚・妊娠・出産・子育てをすることができる社会を実現することで出生数（率）を増加させることにより人口増を目指します。

(2) 人口減少・超高齢社会など時代に即したむらづくり

—「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」づくり—

・人口減少の抑制と人を受け入れ留める仕組みづくり（まちの創生）

人口の中長期的な展望を踏まえて、機能的・効率的で持続可能な社会基盤を構築することにより、まち・ひと・しごとの創生と好循環を支える「まち」に活力を取り戻します。

そのために、高齢者をはじめとする全ての村民が、通勤・通学、買い物、医療・福祉、教育・文化、金融・通信等の生活面で一定レベルの生活水準を享受でき、環境が良く、災害や犯罪から安全安心に暮らせるむらづくりを進めます。その際には、村内の連帯と広域の連携の重要性に留意して仕組みづくりに取り組みます。村の魅力を高めることが人を呼び込むことや出生の増加につながります。

2. 基本目標と基本姿勢

国及び県の総合戦略が定める政策分野を勘案し、東白川村の現状や住民意向、有識者会議の意見等を合わせて検討した4つの政策分野と1つの基本姿勢を設定するとともに、政策分野ごとの5年後の基本目標及び数値目標を次のように設定します。

《基本目標と数値目標》

① 「雇用」の分野

新たな雇用の創出と既存産業の安定化、労働力人口（経済活動人口）の増加を目指します。

基本目標：産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり（しごと・ひとの創生）

数値目標：・雇用創出数（事業所数、従業者数）を増やす【50人/5年】

・地元就職率を高める【村内就業率 75%（基準値 H27：73%）】

② 「転入・交流」の分野

観光客と2地域居住者等の交流人口の拡大と転入者とリターン者の移住・定住の促進により地域の将来を支えるひとを呼び込みます。

基本目標：新しい人の流れをつくり、ひとを「よびこむ」むらづくり（ひとの創生）

数値目標：・転入者数を増やす（特に若者世帯）【275人/5年】

・年間観光客数を増やす【50,250人/5年（基準値 H30：103,252人）】

③ 「結婚・妊娠・出産・子育て」の分野

結婚から子育てまで切れ目のない支援を行うことにより、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえます。

基本目標：出会い、産み、育てることができる命の「つながる」むらづくり

（ひとの創生）

数値目標：・有配偶率を高める【H32：73%（基準値 H22:71.4%）】

・合計特殊出生率を高める【H32：1.6（基準値 H22：1.55）】

④ 「定住」の分野

人口・世帯構造の変化（人口減、少子高齢化社会）に適応し、暮らしの安心をつくることで定住人口を確保します。

基本目標：安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

（まちの創生）

数値目標：・住み続けたいと思う村民の率を高める

【アンケートによる把握 90%】

（基準値：五次総住民アンケート 85.2%）】

・環境面を理由とした転出者を減らす

【-5/5年（基準値：H10～H25 計-43、-15/5年）】

《基本姿勢》

○連携と連帯によるむらづくり

4分野の政策を推進するに当たり、連携と連帯による仕組みづくりを進めます。村内の連携や広域連携によるスケールメリットを発揮し産業振興や生活サービスの充実を図ります。また村内の連帯により安全安心の体制作りや経済の内部循環の仕組みづくりに取り組みます。

○人を呼び込む情報発信とニーズをつかむ情報収集

雇用の場の確保や住宅、子育て支援等の住環境について、訪れる人が住みたくようなむらづくりを行うためには人々のニーズをつかむことが重要であり、人を呼び込むためには情報発信が必要です。人口減少を抑制する事業を行うにあたりその効果を十分に生かすため、情報発信・情報収集を行います。

3. 施策の基本的方向と主な事業、客観的な指標

基本目標を達成するために取り組む施策の基本的方向と主な事業、及びその重要業績評価指標(KPI)を次のとおり設定します。()は基準値を示します。

※新規事業のため基準値がないものは（新規）と記載しています。

重要業績評価指標（KPI）：Key Performance Indicator の略称

事業ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

（1）産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

《基本的方向と主な事業と重要業績評価指標（KPI）》

①東濃ひのき活用推進

村の主産業のひとつである林業において、住宅建築材料の優良材として使われる「東濃ひのき」の活用を促進します。優良な木材を生産するための環境づくりやブランド力を活かし、販売力の強化に取り組みます。

新製品や新技術の開発と普及等への支援に産官学等各分野が連携して取り組みます。

●フォレスタイル推進事業

東白川村の土地の約90%を占める山林で育まれる「東濃ひのき」の活用が村の経済活動を押し上げています。「東濃ひのき」は住宅建築材料の優良材として使われており、村としても特産品の一つとして支援を行っています。

地元の工務店を集め専用WEBサイトを設け、木の家づくりの魅力を伝え、そのシミュレーションが簡単にできるよう整備したフォレスタイル事業や関連する取り組みを推進し、農林業の衰退を食い止め伝統技術の継承が行なわれるよう計画の推進を行っています。

【KPI】6年後の年間住宅注文数、年間受注額：25棟／年（基準値：15棟／年（R1））

●東白川村 FSC 東濃ひのき材有効活用事業

FSC認証された東濃ひのきの山林から搬出される木材量の拡大を図るために、搬出される木材への補助金を交付します。

※FSC認証：森林管理協議会（Forest Stewardship Council）による国際的な森林認証制度。適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）」の2種類の認証制度です。認証された森林から生産された木材や木材製品（紙製品を含む）に、独自のロゴマークを付け、市場に流通させています。

【KPI】6年後の木材搬出量：6,000m³（基準値：5,000m³（R1））

●東京アンテナショップ事業

東京都内工務店、ゼネコンへの販売強化のため東京販売店を新設します。

[KPI] 契約件数（年間）：1棟/年（新規）

●山林資源販促ツール作成事業

村の基幹産業の林産物「東濃ひのき」を使った住宅建築を、仕組み、技術、素材の観点から、分かりやすい紹介ビデオを作成し、木造住宅支援サイトフォレスタイル内で視聴できるようにすることで、ウェブサイト訪問者の木造住宅建築を決意させる割合を向上させることで、住宅着工数を増やし、村民総生産の向上を図ることを目的とする。

[KPI] ウェブサイト訪問者からの受注件数：5件/年（基準値：3件（R1））

②農業の振興

村の主産業のひとつである農業において、「白川茶」、「夏秋トマト」などを中心に農業を振興します。

優良な農産物を生産するための環境づくりやブランド化、6次産業化などにより高付加価値化を図り、販売力の強化に取り組みます。また、新製品や新技術の開発と普及等への支援に産官学等各分野が連携して取り組みます。

●農業振興会社の運営事業

東白川村全体の集落営農組織として、現在の農業サポートセンター、ライスセンター等を含めた生産法人としての「第三セクターみのりの郷東白川株式会社」を運営します。

[KPI] 6年後の雇用：正規社員2人、臨時雇用10人（維持）

●集落営農推進事業

農業経営者の高齢化に鑑み、農地の健全な耕作と保全を継続するため、今ある18の農事改良組合に集落営農組織を立ち上げ、一つの生産法人として法人活動できることを目指します。そのため集落営農相談員の配置や必要施設の経費負担等を行ないます。

[KPI] 6年後の集落営農設立数：3組合→6組合（基準値：3組合（R1））

●茶業振興対策事業

白川茶の販売向上のため海外販路を求める他、商談会等に参加します。また日本有数のマーケッターを招致して、白川の共販というこれまでのビジネスモデルを、新しいビジネスモデルに作り変えます。

[KPI] 茶生産組合（2か所）の販売総額：100万円増（基準値：47,372千円（R1））

・6年後の海外バイヤーとの商談件数：15件（新規）（基準値：8件（R1））

●アンテナショップ事業

白川茶の身近な販路獲得を行なうため、試供品の配布やトップセールスを行なうアンテナショップを増加させます。

[KPI] 6年後のアンテナショップ開店数：1件/年（基準値：4店舗（H26-R1））

●新規就農者の施設整備支援

「美濃白川夏秋トマト」の栽培促進を目指し新規就労者を受け入れるため、栽培に必要な施設整備の促進による経費縮減等の支援を行ないます。また農業所得が安定するまでの5カ年については所得を保証します。

[KPI] 6年後のトマト農家数 17戸（基準値：15戸（R1））

●新たな特産品等の6次産業化の推進

東白川の特産品開発事業で既に行っているブルーベリー等のほか新たに「自然薯」の活用について取組みを始めました。健康機能性の高い自然薯を遊休化しそうな農地を活用して栽培し加工、直売・飲食提供につながる特産品開発、地域おこしのモデルケースを作り出そうとするものです。新たな特産品候補としては、ラズベリーや芋きり等があります。

将来的には、東白川村特産品生産組合(仮称)を立ち上げ茶の里野菜村、道の駅、つちの館などとの連携を固め、更なる生産・加工・販売の一体化による体制の拡大を目標とします。

[KPI] 新たな特産品の売上：6年後の売上 50万円（基準値：19万円（R1））

③生活サービス業の充実

高齢化により介護・福祉支援事業の拡充が顕著となっており、この状況を地域における若手就業者への安定した雇用創出や給食、移動支援等の生活支援における新たな事業展開の機会と捉え、域内事業者と地域の連携と創意工夫により、望ましい就労環境の創出と経済の内部循環を促進します。

●外出支援バスマンド運営事業

超高齢化社会に対応するため、東白川村に適したICT（スマホ、ケーブルテレビ等）を活用したオンデマンド交通システムを構築するための研究・開発を行います。

[KPI] 新たな雇用確保：12人/6年（新規）

●介護福祉事業の充実

超高齢社会の到来により、在宅及び通所介護の充実が求められており、本村においては、介護・福祉施設の設置を予定しています。この施設の設置は、女性の働き場として期待できる等、雇用の確保にもつながります。

また、高齢者が生涯安心してすごせる地域作りのため、介護・福祉施設及びサービスの充実のため、周辺市町とのネットワークを構築することを検討します。（日本版CCR構築の一助）

[KPI] 福祉介護職員数：18人/6年（新規）

●男女共同参画支援

女性は結婚・妊娠・出産・子育てを契機に仕事を辞められる方が多く、また子育て後の社会復帰や子育て期に経済的な理由等から再就職を求める方も多いです。しかし、再び職に就いても非正規雇用の形態で就業をしている方が多く、収入は安定しません。

このような状況を踏まえ、育児と仕事の両立を支援するとともに、一旦家庭に入った女性の再チャレンジ（再就職、資格取得、医療等）支援を行います。

[KPI] 支援による再就職者数：18人/6年（新規）

④新産業の誘致による村の活性化

村の豊かな自然や歴史等の地域特性や潜在力を活かし、ICT 関連企業など地域への経済波及効果の高い産業の誘致に取り組むなど、地域経済を支える産業の集積を推進します。

●サテライトオフィス・テレワークの展開

日本の真ん中で、冷涼な気候の東白川は、冬場の設備を十分なものにすれば、IT 産業などの職場として利用しやすいと考えられます。このため、光回線の新設を行い、高速インターネットの解放やテナント形式の貸し事務所、古民家の活用などで、IT 企業などの誘致を図ります。

[KPI] 6年後の事業所：2事業（新規）

●東京圏からの移住支援事業

岐阜県と連携し、県が運営する東京圏在住者と中小企業等を対象としたマッチングサイトを活用して、村内に移住し就業・起業した者に対する支援金制度を創設し、移住による就業等や村内企業等の人材確保を促進する。

[KPI] 東京圏からの移住件数：2件（平成31年度）（新規）

⑤地域内消費の促進による地域内産業の活性化

地域内消費の促進による地域内産業の活性化を図ります。

●つちのこメンバーズカード事業

村外居住者による「東白川村応援団」を増やし、更に村内の消費を喚起するため、村内 31 事業者で商品の様々な特典を受けられる「つちのこメンバーズカード」の発行数の増加を図ります。

[KPI] 6年後の「つちのこメンバーズカード」発行枚数：1,000枚（基準値：614枚（R1））

⑥物流・販売ネットワークの拡充による既存産業振興

農商工の連携等による物流・販売ネットワークの拡充により、コスト削減と販売額の向上を目指します。

●アンテナショップ事業※再掲

白川茶の身近な販路獲得を行なうため、試供品の配布やトップセールスを行なうアンテナショップを増加させます。

【KPI】6年後のアンテナショップ開店数：1件/年（基準値：4店舗（H26-R1））

●東京アンテナショップ事業※再掲

東京都内工務店、ゼネコンへの販売強化のため東京販売店を新設します。

【KPI】契約件数（年間）：1棟/年（新規）

●地域の持続可能な物流ネットワーク事業

本村の特産品である白川茶、夏秋トマトジュース等は4事業所が、道の駅のほかに可児市湯の華アイランド、可児市のとれったひろば、名古屋市サポーレ等で委託販売している。

これまで4事業者が個々に行なってきた商品搬送を協同化し搬送経費のコスト削減を行なっています。

【KPI】6年後の特産品運搬回数：8回/月（基準値：5.3回/月（R1））

●村出身者を核とした村内産品販売事業

東白川村の出身者に対し、村の訃報情報を提供することで、村出身者とのコンタクトを試み、そのつながりと基盤として、村内産品の販売を行います。併せて、村内産品の販売モールを立ち上げ、買いややすい仕組みを作り、村内産品の販売を進めます。

【KPI】販売モールへの参画業者：26社（基準値：23社（R1））

⑦人材の育成・確保と就労者支援

担い手不足が深刻な農林業や医療福祉において、従事者の確保ができるよう支援します。

若者のみならず女性や高齢者等多様な求職者のニーズに合わせた、情報提供や企業とのマッチング等の就労支援とともに雇用環境の改善等に取り組みます。また、大学や研究機関等の共同事業や地域独自の取り組みを進める中で、本村の主要産業である農・林業をPRするとともに、大学や研究機関と連携した農学・林学系の人材育成機能の強化等に取り組みます。

●新規就農者の施設整備支援※再掲

「美濃白川夏秋トマト」の栽培促進を目指し新規就労者を受け入れるため、栽培に必要な施設整備の促進による経費縮減等の支援を行ないます、また農業所得が安定するまでの5カ年については所得を保証します。

【KPI】6年後のトマト農家数 17戸（基準値：15戸（R1））

●東白川村雇用促進支援

土木建設業における就労者は東白川村の商工業就労者の約4割を占めます。この土木建設業における新規就業者の雇用促進等のため雇用促進補助金等により支援を行ないます。

【KPI】6年後的新規土木建設業就業者数：12人増

●官学連携の実施

村の既存産業の復興や新たな事業に、大学と連携し取り組むことにより、大学生に東白川村に親しんでもらうとともに、大学側が持つ知識や発想力を活用することで村の活性化を図ります。

【KPI】6年で2大学との連携（新規）

●人を作る実習村事業

全国各地から実習生を年間通じて継続的に受け入れ、今後全国で不足が見込まれる看護、介護等の人材確保に努めるとともに、都市部の実習生を受け入れ、都市部の人材育成の一端を担うことで、村の必要性や存在意義をアピールします。また、実習生の受け入れにより、宿泊者が確保されることで地域経済の活性化につながると考えられます。具体的には以下の6つについて取り組みます。

- ・実習コーディネーターの設置により、各分野の実習の受け入れを行う。
- ・実習可能場所を明示する。
- ・実際のサロンや公共施設、作業所、村内事業所、農家等での現場実習を中心として行い、即戦力になる人材を育成する。
- ・実習生を受け入れることで、村に不足している若年層と高齢者層の世代間交流を図る。
- ・村内の宿泊施設等を利用してもらい、地元商業の活性化を図る。
- ・特殊技能・技術の継承を図る。

【KPI】医療福祉人材の安定確保：年間100人の受け入れ

●男女共同参画支援※再掲

女性は結婚・妊娠・出産・子育てを契機に仕事を辞められる方が多く、また子育て後の社会復帰や子育て機に経済的な理由等から再就職を求める方も多いです。しかし、再び職に就いても非正規雇用の形態で就業をしている方が多く、収入は安定しません。

このような状況を踏まえ、育児と仕事の両立を支援するとともに、一旦家庭に入った女性の再チャレンジ（再就職、資格取得、医療等）支援を行います。

【KPI】支援による再就職者数：18人/6年

●若年者雇用安定促進事業の研究

新卒者・既卒者等の就職支援に関する事、フリーター・若年失業者等に対する就職支援や資格取得の支援に関する事等各種施策を推進することにより、村の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に發揮できる社会の実現を目指し、必要な事業について研究します。

【KPI】6年後の雇用：12人

＜総合計画上の位置づけ＞

第2編 基本計画

第2章 政策の基本方針

第1節 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

(2) 新しい人の流れをつくり、ひとを「よびこむ」むらづくり

《基本的方向と主な事業と重要業績評価指標（KPI）》

① 移住の促進

豊かな自然や歴史、文化などの村の魅力を磨くとともに、移住者の受け入れ体制の充実を図ります。また企業や個人など対象に合わせ、魅力に感じる情報を戦略的かつ効果的に発信し、県内県外にかかわらず移住の促進を図ります。

● 空家対策事業

空家バンクをさらに充実させ、U・I・Jターン者など村への移住・定住を検討している人への支援を行います。

【KPI】 空家の再利用：2棟/年（5年 10棟、3人/1棟、5年 30人増）

（基準値：2棟（H30）、合計 11棟成立/15棟（H25～H30））

● 定住促進住宅建築事業

定住促進のために以下の5つについて取り組みます。

- ・定住促進住宅の建築
- ・リフォーム村営住宅の拡充
- ・若者用集合住宅の建設設計
- ・東白川村定住促進住宅建設
- ・東白川村子育て世帯用住宅建設

【KPI】 村外からの入居者数：70戸

● 定住促進助成事業

U・I・Jターン者の定住促進を推進するため、新築・中古住宅購入費、住宅改修費を助成します。

【KPI】 U・I・Jターン者の住宅購入・新築・修繕に係る助成数：2棟/年

（基準値：1棟（H30））

● 奨学金制度利用者のUターン助成事業の研究

奨学生を受けて大学等に進学し、卒業後にUターンされる方やI・Jターンで東白川村に移り住まれる方が返還している奨学生の一部を補助します。

【KPI】 U・I・Jターン者数：20人/4年（平成29年～令和2年）（新規）

●サテライトオフィス・テレワークの展開※再掲

日本の真ん中で、冷涼な気候の東白川は、冬場の設備を十分なものにすれば、IT産業などの職場として利用しやすいと考えられます。このため、光回線の新設を行い、高速インターネットの解放やテナント形式の貸し事務所、古民家の活用などで、IT企業などの誘致を図ります。

【KPI】6年後の事業所：2事業（新規）

②村の魅力の発信と観光の推進

お茶や林業など村内の地域資源を活かし、東白川村特有の魅力として磨き上げ、全国はもとより海外からの誘客を進めます。

●清流白川の観光振興事業

アユ漁の釣り人の減少を防止するため、観光協会で稚魚の放流を行ない、放流回数を増加させ、賑わいのある白川を呼び起こし、地域産業の競争力強化・観光の地域づくりを推進します。

【KPI】6年後の入川許可証販売数：2,500枚（基準値：2,200枚（R1））

●美しい村ゾーニング保全事業

東白川村内の“ここだけは後世に残したい”という景観をゾーン化し、そのゾーンの保全を行います。例えば、茶園の借り入れ、茶園の保全、美しい茶園風景を後世に残します。

【KPI】・観光宿泊客数：110,000人/年（基準値：観光客数 103,252人（H30））

●講習会開催事業（フェイスブック、写真、動画、編集）

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を利用して村内業者とのネットワークをつくり、「いいね」といった評価を受けることで地域産業の活性化を図るとともにソーシャルネットワーキングサービス（SNS）のルール作りや講習会を開催します。

【KPI】講習会開催数：6年で4回

●交流関係支援事業

名古屋市を中心とする中京圏域からの観光客の移動経費を補助（団体客のバス代を補助）することで、東白川村へ向かう観光客の移動ストレスを軽減し、交流人口の増加を目指します。

【KPI】6年後の交流人口：500人→750人（基準値：500人（R1））

※ふるさと企画への団体客

<総合計画上の位置づけ>

第2編 基本計画

第2章 政策の基本方針

第1節 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

(3) 出会い、産み、育てることができる命の「つながる」むらづくり

《基本的方向と主な事業と重要業績評価指標（KPI）》

①結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない一貫した支援と教育の充実

若い世代の結婚、出産希望を叶えることで、村の人口ひいては国全体の人口の維持につながります。結婚から子育てまで切れ目のない一貫した支援を行うことで、村に住む子育て世代また次代を担う若者が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境の充実を推進します。

●結婚推進事業

村内における結婚を推進するために、以下の3つについて取り組みます。

- ・結婚祝い金を支給します。（50千円/組）
- ・東白川村結婚相談員を5名配置します。
- ・出逢いイベントを実施します。

[KPI] 結婚者数：年間1組（6年間で6組、6人増）（新規）

※推進事業を通して

●高校生等通学支援事業

村内には高校がなく、高校生は村外の高校へ通学せざるを得ないため、通学費等の経済的負担が大きくなっています。このため全ての高校生を持つ保護者を対象に通学支援事業補助金を交付し、通学世帯の村外転出を抑制します。

[KPI] 村内在住高校生（自宅通学）：66人/6年

●出産祝い金支給事業

出産に対し、出産祝い金を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、児童の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的とします。

[KPI] 出生者数：6年で70人

（第一子14人*5年、第二子18人*5年、第三子以上13人*5年）

（基準値：5年で45人（H26-H30））

●大学等修学資金利子補給制度

本村に住民登録があり、大学、短大、専修学校に在学する方、またはその家族で、修学資金の融資または貸与を受けられた方に対し利子補給を行うことで優秀な人材を育成することを目的とします。

[KPI] 卒業後の村へのUターン：年間10人 6年で60人

●不妊・不育治療助成事業

不妊・不育治療を受けられる夫婦の経済的負担の軽減と併せて定住促進を図ることを目的に治療費に対し助成します。

[KPI] 6年間で2組出産（令和2年度）基準値：0件（平成26年度）

●若年者雇用安定促進事業の研究※再掲

新卒者・既卒者等の就職支援に関する事、フリーター・若年失業者等に対する就職支援や資格取得の支援に関する事等各種施策を推進することにより、村の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に發揮できる社会の実現を目指し、必要な事業について研究します。

[KPI] 6年後の雇用：12人（新規）

②男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進

少子高齢化社会が進展する中、社会の活力を維持するためには男女共同参画社会の実現が求められます。そのためには、男女共同参画の意識づくりを行うとともに、男性女性がともに仕事と家庭生活が両立できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

●男女共同参画支援※再掲

女性は結婚・妊娠・出産・子育てを契機に仕事を辞められる方が多く、また子育て後の社会復帰や子育て期に経済的な理由等から再就職を求める方も多くいます。しかし、再び職に就いても非正規雇用の形態で就業をしている方が多く、収入は安定しません。

このような状況を踏まえ、育児と仕事の両立を支援するとともに、一旦家庭に入った女性の再チャレンジ（再就職、資格取得、医療等）支援を行います。

[KPI] 支援による再就職者数：18人/6年（新規）

●女性活躍促進事業の検討

企業団体が実施する女性の活躍推進を目的とした普及啓発活動や、中小企業等が実施する他の企業のモデルとなる女性の活躍推進の取組の支援を検討します。

[KPI] 方針書の作成（新規）

●女性の就労環境整備の研究

女性の社会進出を促進するため、女性の働きやすい環境を研究します。

[KPI] 方針書の作成（新規）

●子育て支援事業

子育てをしながら働く方を支援するために以下の5つについて取り組みます。

- ・一時保育預かり事業
- ・子育て相談事業
- ・学童保育支援事業
- ・放課後こども教室事業
- ・病児・病後児保育事業

【KPI】出生者数：6年で70人

(第一子14人*5年、第二子18人*5年、第三子以上13人*5年)

(基準値：5年で45人(H26-H30))

(総合計画上の位置づけ)

第2編 基本計画

第2章 政策の基本方針

第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

(4) 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

《基本的方向と主な事業と重要業績評価指標（KPI）》

①生活環境の充実

村に住む全ての人が、安心安全・快適に生活できる環境を整備します。

①-1 ネットワークが強化されたコンパクトなむらづくり

村内の地域間で連携し、中心拠点と地域の生活拠点などが相互に機能を補完し合う、ネットワーク型のコンパクトなむらづくりを進めます。

村外においては、東白川村周辺の下呂方面、美濃加茂方面、中津川方面との産業（東濃ひのきやトマト、観光などの1次2次3次産業）や生活サービス面（医療、福祉、教育）での、多様な地域間連携を推進することで、東白川村単独では対応が困難な地域の課題解決を図ります。

●外出支援バスデマンド運営事業※再掲

超高齢化社会に対応するため、東白川村に適したICT（スマホ、ケーブルテレビ等）を活用したオンデマンド交通システムを構築するための研究・開発を行います。

[KPI] 新たな雇用確保：12人/6年（新規）

●周辺市町との連携による医療環境の充実のための研究※再掲

また、高齢者が生涯安心してすごせる地域作りのため、介護・福祉施設及びサービスの充実のため、周辺市町とのネットワークを構築することを検討します。（日本版C C R C構築の一助）

[KPI] 方針書の作成（新規）

①-2 医療・福祉・教育の環境の整ったむらづくり

村民一人ひとりが自ら健康の保持・増進に取り組む意識づくりや、村内にとどまらず近隣市町村も含めた地域一帯で個人の健康づくりを支える仕組みづくりを推進します。

●高齢者交流サロン居場所づくり事業

身近な場所で地域の人たちの繋がりを深めるため、誰もが気軽に立ち寄れる高齢者の居場所づくり事業を行ないます。

[KPI] 新たな雇用の確保：1名

・健康寿命の延伸 85歳（基準値：健康寿命82歳：26年度）

●介護福祉事業の充実※再掲

超高齢社会の到来により、在宅及び通所介護の充実が求められており、本村においては、介護・福祉施設の設置を予定しています。この施設の設置は、女性の働き場として期待できる等、雇用の確保にもつながります。

また、高齢者が生涯安心してすごせる地域作りのため、介護・福祉施設及びサービスの充実のため、周辺市町とのネットワークを構築することを検討します。(日本版C C R C 構築の一助)

【KPI】 福祉介護職員数：18人/6年（新規）

①-3 防災・防犯対策の充実した安心して暮らせるむらづくり

地震に対する建物の耐震化や豪雨に対する排水・浸水対策などの自然災害への防災対策、また空家の管理による防犯対策に取り組み村民が安心して暮らせるむらづくりを推進します。

●住宅リフォーム事業の検討

村民が安心して暮らせるよう、震災に備え、住宅の耐震化等を行うことを検討します。

【KPI】 耐震診断家屋：5棟/年（新規）

●学校周辺安全対策事業の対策の検討

子ども達が安全に通学できるよう、見守り隊を組織し、交通安全対策を行います。

【KPI】 見守り隊人数：60人/6年（新規）

●地域防災・防犯対策強化事業の検討

村民が安心して暮らせるよう、防災団や見回り隊や地域コミュニティを検討します。

【KPI】 備蓄倉庫数：18ヶ所/6年（新規）

・ヘリポート：3ヶ所/6年（新規）

②自然環境の充実

農地の保全と森林環境の保全により、大雨の際のかけ崩れなどを防止し、自然と共生する住環境づくりを推進します。また、低炭素型社会の構築のため、再生可能エネルギーの利用の取り組みを推進します。

●耕作放棄地対策事業

耕作放棄が懸念される農地の借り手に対して、10a 当たり 15,000 円の奨励金を交付し、急峻な農地の耕作と法面管理を推奨します。

【KPI】 6年後の農地集積化：71→85ha（基準値：71ha（R1））

●集落営農推進事業※再掲

農業経営者の高齢化に鑑み、農地の健全な耕作と保全を継続するため、今ある 18 の農事改良組合に集落営農組織を立ち上げ、一つの生産法人として法人活動できることを目指します。そのため集落営農相談員の配置や必要施設の経費負担等を行ないます。

【KPI】6 年後の集落営農設立数：3 組合→6 組合（基準値：3 組合（R1））

●農業振興会社の運営事業※再掲

東白川村全体の集落営農組織として、現在の農業サポートセンター、ライスセンター等を含めた生産法人としての「第三セクターみのりの郷東白川株式会社」を運営します。

【KPI】6 年後の雇用：正規社員 2 人、臨時雇用 10 人（維持）

●再生可能エネルギー「薪」製造支援事業

需要の高まる薪ストーブの燃料として桧の間伐材を活用し、CO₂ 削減、森林環境の保全、また高齢者の就労・生きがいづくりとして取り組みます。

(候補地；越原栎山、黒渕)

【KPI】6 年後の薪販売数量：3 万束→3 万 2 千束（基準値：3 万束（R1））

(総合計画上の位置づけ)

第 2 編 基本計画

第 2 章 政策の基本方針

第 2 節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第 3 節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やしさしさ」のあるむらづくり

4. 総合戦略の推進にあたって

(1) 総合的・横断的な施策の推進

本村では、国のまち・ひと・しごと創生法の制定に対応し、人口問題対策を軸とする施策の村全体での推進を図るため、「東白川村まち・ひと・しごと創生本部」を設置しています。

既存の行政分野にとらわれることなく、実効性の観点から総合的・横断的な施策の推進を図ります。

(2) 国・県及び他市町村との連携の推進と各種制度の積極的な活用

本村の総合戦略の目標を実現するため、岐阜県の総合戦略と連携をとるとともに、国の地方創生の柱となる各種制度を積極的に活用し、効率的で円滑な事業の推進を図ります。

また、近隣市町村との連携強化やその他市町村との連携により効果的で効率的な事業の展開を図ります。

(3) 関係者と連携した取り組みの推進とPDCAサイクルを用いた運営管理

本村の総合戦略は、学識経験者や産官学金労言の様々な分野の有識者の意見を反映し、策定されました。具体的な取り組みの推進にあたっても、様々な分野の方々と府内関係部と関係者との意見交換、連携の強化を図り、効率的で円滑な事業の推進を図ります。

また、本村の総合戦略の各事業において、設定した重要業績評価指標（KPI）について、検証・改善を図るために、PDCAサイクルを運用します。

PDCAサイクルの運用は下図に示すように行い、運用に当たっては、本村の総合戦略を策定するにあたり設立した、学識経験者や様々な分野（産官学金労言）の方々からなる「東白川村まち・ひと・しごと創生有識者会議」から意見を聴取しつつ、創生本部において、施策の効果的推進を図るとともに、定期的に取組内容の検証・改善を実施し、より効果のある戦略とするために必要に応じて、東白川村総合戦略の改訂を行っていきます。

また、見直しに当たっては、国の提供する「地域経済分析システム（RESAS）」を活用した詳細な経済分析等を参考にし、実施していきます。

図 PDCAサイクルによる総合戦略のマネジメント



※ PDCAサイクル：PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り組むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

事業名	事業概要	KPI	対応するSDGs
(1) 茶葉振興対策事業	・白川茶の販売向上のため海外販路を求める他、商談会等に参加する。 ・日本有数のマーカッターを招致して、新しいビジネスモデルを作り変える。	①生産組合（2か所）の販売額 ②5年後の海外バイヤーとの取扱件数	目標1.2（持続可能な生産と消費）
(2) アンテナショップ事業	・白川茶の身近な販路獲得を行なうため、試供品の配布やトップセールスを行なうアンテナショップを増加させる。	①5年後のアンテナショップ開店数 ②-1イベント回数 ③-2イベント売上 ④-3店舗数	目標8（経済成長と雇用） 目標1.2（持続可能な生産と消費）
(3) 耕作放棄地対策事業	・耕作放棄が懸念される農地の借り手に対して、1ha 当たり15,000円の奨励金を交付し、急峻な農地の耕作と活用管理を推奨する。	①5年後の農地転換率 ②-1集落農業組織の活動 ③-2借主面積 ④-3水田所荷	目標1.5（陸上資源）
(4) フォレスタイル事業	・地元の工務店を巻きし専用WEBサイトを設け、木の家づくりの魅力を伝え、そのコミュニケーションが簡単にできるよう整備したフォレスタイル事業や関連する取り組みを推進し、農林業の衰退を食い止め伝統技術の継承が行なわれるよう計画の推進を行なっている。	①5年後の年間住宅注文数、年間受注額	目標9（インフラ、産業化、イノベーション） 目標1.2（持続可能な生産と消費） 目標1.5（陸上資源） 目標1.7（実施手段）
(5) 村出島者を核とした村内產品販売事業	・東白川村の出島者に対し、村の販売情報を提供することで、村出島者とのコントクトを試み、そのつながりを基盤として、村内產品の販売を行なっている。 ・村内產品の販売モールを立ち上げ、賣いやすい組みを作り、村内產品の販売を進める。	①モール出店業者売上 ②5年後の販売モールへの参画業者	目標8（経済成長と雇用） 目標9（インフラ、産業化、イノベーション） 目標1.2（持続可能な生産と消費） 目標1.5（陸上資源） 目標1.7（実施手段）
(6) 山林資源販促ツール作成事業	・村の基幹産業の森林物「東慶ひのき」を使った住宅建築の紹介ビデオを作成し、木造住宅支援サイトフォレスタイル内で公開できるようになると、ウェブサイト訪問者の木造住宅建築を決意させ割合を高めさせることで、住宅着工数を増やし、村民総生産の向上をすることを目的とする。	①ウェブサイト訪問者からの受注件数 ②-1ウェブサイト訪問者のうち、着工決意者 ③-2ウェブサイト訪問者のうち、登録者 ④民間事業者受注件数及び木材取引高の増 ⑤-1受注件数 ⑥-2取引高	目標9（インフラ、産業化、イノベーション） 目標1.2（持続可能な生産と消費） 目標1.5（陸上資源） 目標1.7（実施手段）
(7) 農業公社設立運営事業	・東白川村全体の農業生産組織として、現在の農業サポートセンターへ、ライスセンター等を含めた生産法人としての「(仮称) 東白川村農業公社」を設立する。	①公社新設に伴う雇用の促進 ②農業生産組合の組織化 ③木のブランド化（ふるさと納税返礼）	目標8（経済成長と雇用） 目標1.7（実施手段）
(8) 東白川産業振興事業	・新規就農者の施設整備支援 ・地域の持続可能な物流ネットワーク事業 ・新たな特産品等の6次産業化の推進 ・再生可能エネルギー「薪」製造支援事業	・本村の特産品である白川茶、夏秋トマトジュース等は4事業所にて販売している。 ・これまで事業者が個々にならってきた商品拵えを共同化し搬送経費のコスト削減を行なう。	目標2（飢餓） 目標7（エネルギー） 目標8（経済成長と雇用） 目標9（インフラ、産業化、イノベーション） 目標1.2（持続可能な生産と消費） 目標1.5（陸上資源） 目標1.7（実施手段）
(9) 林業・製材業、建築業担い手育成事業	・村の基幹産業である林業・製材業、建築業など伝統的な産業の高齢化等により從事者の不足が懸念され、産業の衰退を防ぐために、ターン・アラーン者の定住住宅（木造住宅）1棟（4戸室）を整備する。	①新規就農手業者（人） ②FSC認証木材搬出量（t）	目標8（経済成長と雇用） 目標1.1（持続可能な都市）
(10) 移住支援事業・マッチング支援事業（わくわく地域移住生活実現パッケージ）	・東京23区内の在住・在勤者、村に移住して就職又は起業した者、国が示す要件を満たした移住者に対して、村が移住支援金（単身60万円・世帯100万円）を支給する。	①東京圏からの移住件数：2件 (2019.4.1~2020.3.31) (内訳：単身での移住件数1件、世帯での移住件数1件)	目標8（経済成長と雇用） 目標1.1（持続可能な都市）

持続可能な開発目標（SDGs）

■ 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。）



- 普遍性** 先進国を含め、全ての国が行動
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- 参画型** 全てのステークホルダーが役割を
- 統合性** 社会・経済・環境に統合的に取り組む
- 透明性** 定期的にフォローアップ

前身：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）

- ▶ 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- ▶ 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
 - (1)貧困・飢餓、(2)初等教育、(3)女性、(4)乳幼児、(5)妊産婦、(6)疾病、(7)環境、(8)連帯)
 - ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減（目標①）やHIV・マラリア対策（同⑥）等を達成。
 - ✗ 乳幼児や妊産婦の死亡率削減（同④、⑤）は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境
(リオ+20)

人権

平和

2

出典：持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて日本が果たす役割（令和2年1月 外務省
国際協力局地球規模課題総括課）

東白川村総合戦略

発行年月 令和2年4月

岐阜県東白川村

〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地
TEL. 0574-78-3111 (代) FAX 0574-78-3099
<http://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp>

